

厚生科学審議会感染症部会への小委員会の設置について

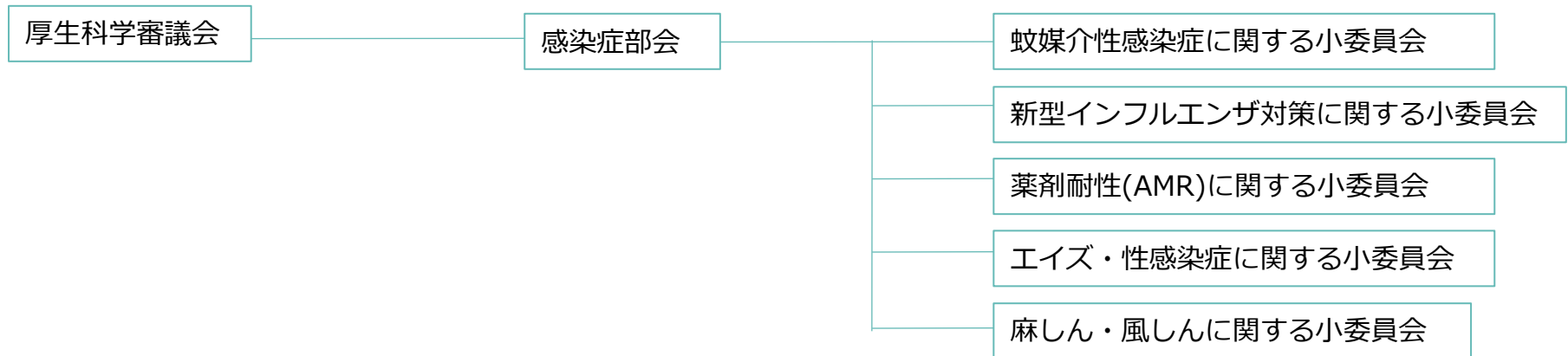
厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

感染症部会における小委員会の現状

- 現状の感染症部会の体系は以下の通り。
- 今般、(1)危機対応医薬品等の対応 及び (2)匿名感染症関連情報の第三者提供の開始にあたり、新たな小委員会の設置が必要となっている。

【現行】



◇厚生科学審議会令（平成12年政令第283号）（抄）
（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

◇厚生科学審議会感染症部会運営細則（平成25年4月24日 感染症部会長決定）（抄）
（小委員会の設置）

第一条 厚生科学審議会感染症部会（以下「部会」という。）に、その定めるところにより、小委員会を置く。

（小委員会の構成）

第二条 小委員会は、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する者（以下「小委員会委員」という。）により構成する。

危機対応医薬品等に関する小委員会の設置について

【現状】

- 厚労省における部局開催の検討会として開催し、重点感染症の考え方・暫定リストの作成等を行ってきた。

【課題】

- 重点感染症の判断基準の精緻化や危機対応医薬品等の利用可能性確保の具体的方法等について、議論を進めていく必要がある。
- 現在の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の見直しの議論においても、危機対応医薬品等の利用可能性確保に関する検討を行う必要があるが、その対象が新型インフルエンザのみに限定されなくなくなり、当該検討会の所掌範囲に関係している。
- このため、議論の性質がより政策判断に係る事項となることから、厚生科学審議会における検討体制を確保する必要がある。

令和3年度

- 『ワクチン開発・生産体制強化戦略』が令和3年6月1日に閣議決定
- 重点感染症の「暫定リスト」「考え方（案）」を作成し、合同部会※で承認

※感染症部会、健康危機管理部会、
予防接種・ワクチン分科会研究開発及び生産流通部会

令和4年度

- 危機対応医薬品等の利用可能性確保の検討の手順、評価方法について検討

令和5年度以降（今後の検討事項）

- 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」における危機対応医薬品等の利用可能性確保に関する事項の検討
- 重点感染症の「暫定リスト」の更新の是非の検討
- 危機対応医薬品等の利用可能性確保の向上に関する具体的方法
 - ①備蓄（確保） ②未承認薬の導入 ③研究開発の支援

【対応案】

- 部局開催の検討会の枠組から変更を行い、当部会の下に「危機対応医薬品等に関する小委員会（仮称）」を設置する。
- これに伴い、当部会の「新型インフルエンザ対策に関する小委員会」に設置した「ワクチン作業班」及び「医療・医薬品作業班」における一部検討内容（抗インフルエンザ薬、プレパンデミッククチンの備蓄等に関する事項）を上記小委員会に移管する。

匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会の設置について

【現状・課題】

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により、令和6年4月1日から、厚生労働大臣は、匿名感染症関連情報を第三者に提供することができること、提供を行う場合には、他の所定のデータベースの匿名情報と匿名感染症関連情報とを連結して利用することができる状態で提供することができることとなった。また、匿名感染症関連情報の第三者提供にあたっては、感染症法上、「あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない」となっている。

【対応案】

- 感染症部会の下に、匿名感染症関連情報の第三者提供の可否等について専門的観点から審査を行う「匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会」を設置し、適切・確実な審査及び迅速な提供を図る。

（本小委員会の役割）

✓ 匿名感染症関連情報の第三者提供・公表について審査

- ※ 審査は、提供申出者の申出内容の着想を保護する観点から、非公開
- ※ 他のデータベースとの連結案件も見据え、平時においては年4回程度の開催を想定

（感染症部会との関係）

- ✓ 匿名感染症関連情報の第三者提供に関する小委員会における議決について部会長に報告。
- ✓ 同小委員会における議決は、部会長が感染症部会における追加の審査が必要と認めた案件を除き、部会長の同意を得て、感染症部会の議決とする。なお、部会長が感染症部会における追加の審査が必要と認めた案件については、感染症部会において審議する。